

体育施設使用の手引

最終決裁者名：理事（教育担当）

（担当部署）

	旦野原キャンパス	挾間キャンパス
部署	学生支援部学生支援課	医学・病院事務部学務課
電話	097-554-7452	097-586-5510
Email	kagaikss@oita-u.ac.jp	gakusomu@oita-u.ac.jp

平成28年9月改訂

1. 趣旨

この手引は、大分大学体育施設管理運営規程第5条の規定に基づき、本学体育施設（以下「施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めています。

また、この手引に定めるもののほか、使用に関して必要な事項は、学生支援部門会議が別に定めます。

2. 施設を使用できる優先順位は次のとおりです。

- ① 本学の授業及び研究
- ② 本学の主催又は共催する行事
- ③ 本学学生の体育系サークルの課外活動
- ④ 上記以外の課外活動及び本学教職員の体育活動
- ⑤ その他理事（教育担当）（以下「理事」という。）が適当と認めたもの

3. 使用できる期間等は次のとおりです。

且野原キャンパス

施設名	使用期間	使用時間
水泳プール 以外の施設	1月5日から 12月27日まで	8時30分から21時まで ※夜間照明設備のない施設は、日没までとします。
水泳プール	5月1日から 9月30日まで ※日曜日、土曜日及 び休日は除きます。	10時から19時まで

挾間キャンパス

施設名	使用期間	使用時間	
水泳プール 以外の施設	1月5日から 12月27日まで	4月から 9月まで	野球場及びテニス コート 6時から 20時まで
		10月から 3月まで	野球場及びテニス コート以外の施設 9時30分から 20時まで
		9時30分から19時まで	
水泳プール	6月1日から 9月30日まで	9時30分から19時まで	

4. 使用手続等は次のとおりです。

- ① 施設を使用する場合は、使用日の8日前までに所定の使用願を理事に提出し、許可を得てください。
- ② 授業で使用する場合は、あらかじめ許可を得る必要はありませんが、あらかじめ定められていない授業や研究で使用するときは、通常の手続きが必要です。
- ③ 本学学生の体育系サークルの課外活動で使用する場合は、サークル間で調整のうえ、所定の使用願を使用月の10日前までに理事に提出し、許可を得てください。
- ④ 本学の学生及び教職員が短時間使用する場合は、使用予定がないときに限り、臨時使用を認めます。なお、その際は通常の手続きを免除します。

5. 屋内施設の鍵の貸出及び返却方法は次のとおりです。

使用日時	貸出及び返却場所	
	旦那原キャンパス	挾間キャンパス
平日の8時30分から17時まで	学生支援課 (学生会館事務室)	学務課
平日の17時以降、日曜日、土曜日及び休日	守衛所	附属病院の時間外受付

※鍵の貸出しは使用の都度とし、使用後は速やかに返却してください。

6. 使用時の注意事項は次のとおりです。

- ① 火災予防に留意しましょう。なお、敷地内は禁煙です。
- ② 施設・設備及び備品等を破損、滅失し又は無断で移動しないよう注意してください。使用者の故意又は過失により損害が生じた場合は、その相当額を賠償しなければなりません。
- ③ 使用時間を厳守し、許可を受けた目的に従って使用してください。また、他の人に転貸できません。
- ④ 施設に適合した運動靴等を使用してください。
- ⑤ 使用を中止する場合は、速やかに届出をしてください。
- ⑥ 使用後は清掃の上、原状回復など必要な措置を取ってください。
- ⑦ その他管理運営責任者の指示に従ってください。

7. 次の場合、許可を取り消すことがあります。

- ① 本学等の行事や緊急に使用する必要が生じたとき
- ② 使用願の記載事項と相違したとき
- ③ 使用時の注意事項を遵守しないとき
- ④ その他使用することが適当でないと認められるとき

8. 学外者の使用については下記の規程等によるものとします。

- ◇ 国立大学法人大分大学固定資産管理規程
- ◇ 国立大学法人大分大学不動産貸付取扱細則

体育・共用施設一時使用願

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

所属・学部（学籍番号） _____

申請者（氏名） _____

連絡先（TEL） _____

大分大学且野原地区体育施設使用規程及び体育施設使用心得を遵守しますので、下記使用について許可願います。

記

使用日時	平成 年 月 日 () 時 分から 平成 年 月 日 () 時 分まで
使用施設 (○)で囲むこと	1) 第1体育館【北・南】 2) 第2体育館 3) 第3体育館 4) 武道場 5) 剣道場 6) 弓道場 7) 体育研修施設(卓球場) 8) 陸上競技場 9) ラグビー場 10) 野球場 11) ハンドボールコート 12) 水泳プール 13) テニスコート【上(硬式) A・B・C・D・E・F, 下(軟式)】 14) 体育課外活動共用施設(トレーニング室・会議室・ロッカー室)
使用目的	1) 授業 2) 研究 3) 学校行事 4) 課外活動 5) 体育活動 6) その他(具体的にスポーツ種目等)
使用団体	
使用人員	・本学学生 [男] 人 [女] 人 ・教職員 人 ・その他 () 人 [計 人]
使用責任者	学部 () 学部・学籍番号 () その他 () 氏名 () 連絡先(TEL - -)
備考	

- 注意事項**
- 1 体育系サークルの場合は、体育会を経由し体育会印を押印のこと。
 - 2 使用時に行事が重なる際は、開催届・実施要項等の書類を提出すること。
 - 3 屋内施設の場合は、鍵の借用や返却があるため使用責任者は、責任を持って鍵の管理をし、使用終了時には、施錠・消灯等確認を行うこと。体育施設付近には駐車しないこと。※各施設については、使用後には清掃及びグラウンド整備をすること。
※鍵の最終返却時間は21時15分とする。(ただし、時間外使用の場合は除く。)
以上のことが守れない場合は、使用禁止することもあります。

体育・共用施設使用願(年 月分)

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

団 体 名 _____

顧 問 教 官 _____

主 将 _____

課外活動のため、大分大学且野原地区体育施設使用規程及び体育施設使用心得を遵守しますので、下記使用について許可願います。

記

使 用 施 設 (○)で囲むこと	1) 第1体育館【北・南】 2) 第2体育館 3) 第3体育館 4) 武道場 5) 剣道場 6) 弓道場 7) 体育研修施設(卓球場) 8) 陸上競技場 9) ラグビー場 10) 野球場 11) ハンドボールコート 12) 水泳プール 13) テニスコート【上(硬式) A・B・C・D・E・F, 下(軟式)】 14) 体育課外活動共用施設(トレーニング室・会議室・ロッカー室)						
使 用 日 時	平成 年 月 日 ()			時 分から			
	平成 年 月 日 ()			時 分まで			
使 用 曜 日 (○)で囲むこと 時間帯を下に記入	日	月	火	水	木	金	土
	(~)	(~)	(~)	(~)	(~)	(~)	(~)
使 用 人 員	・本学学生 [男] 人 [女] 人 ・教職員 人 ・その他 () 人 [計 人]						
備 考							

- 注意事項**
- 1 合宿等で使用日時および施設等を変更するときは、別途届け出て許可を受けること。
 - 2 使用期間中に行事が開催される場合は、開催届・実施要項等の書類を提出すること。
 - 3 使用月の8日前までに1ヶ月間の使用計画を調整し提出のこと。
 - 4 学外者の無断使用は認めない。
 - 5 本書類は、体育会を經由し体育会印を押印のこと。

屋内体育施設時間外使用願

平成 年 月 日

大分大学理事（教育担当） 殿

大分大学体育会会長 _____

サークル顧問教官名 _____

使用サークル代表者 _____

下記により、施設の使用を許可願います。

記

1 使用施設 _____

2 使用サークル名 _____

3 日 時 自 平成 年 月 日() 21時00分 ~ 21時50分
至 平成 年 月 日() 21時00分 ~ 21時50分

4 使用責任者 学部 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____ ⑩

5 使用理由

.....

.....

.....

.....

【注意事項】

- ・ 本書類は、原則として月単位で体育会本部を通じて提出すること。
- ・ サークル代表者は主将、使用責任者は時間外使用する現場での責任者とする。
- ・ 顧問教官のいないサークルはその旨を明記すること。
- ・ 使用理由の欄はできる限り細かく記入し、使用時間延長の必要性を明確に記入すること。
- ・ 時間外使用時における守衛所への鍵の最終返却時間は22時00分とする。
- ・ 使用終了時には、施錠・消灯等の実施を厳守すること。（厳守できない場合は使用禁止とする。）

体育施設一時使用許可願

平成 年 月 日

大分大学医学部長 殿

サークル名 :

申請者 : 所属.....学科.....年

氏名.....

学籍番号[.....]

連絡用TEL.....

大分大学医学部体育施設及び体育施設使用心得を順守しますので、下記使用について許可願います。

記

使用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 から 平成 年 月 日 (曜日) 時 分 まで
使用施設	体育館 ・ 野球場 ・ 陸上競技場 (サッカー場) その他 () ○をつけてください
使用目的	
備考	

注意事項 1) 屋内施設の場合 : 鍵の借用・返却のため責任をもって鍵の管理を行い
使用終了時には、施錠・消灯などの確認を行うこと。

2) 私物は持ち帰ること

3) 各施設については、清掃・グラウンド整備をすること。

以上が守れない場合は、使用禁止することもあります。

大分大学体育施設管理運営規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学（以下「本学」という。）の体育施設の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において体育施設とは、別表に掲げる施設をいう。

(管理運営)

第3条 体育施設の管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。

(事務)

第4条 体育施設に関する事務は、学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

第5条 体育施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年規程第98号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第59号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第14号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第89号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第45号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地 区 別	施 設 名
<p>旦野原地区</p>	<p>第1 体育館 第2 体育館 第3 体育館 武道場 剣道場 弓道場 体育研修施設 陸上競技場（サッカー場を含む。） ラグビー場 野球場 テニスコート バレーボールコート ハンドボールコート 水泳プール</p>
<p>挾間地区</p>	<p>体育館 武道場（剣道場，柔道場） 弓道場 陸上グラウンド（サッカー・ラグビー場） 野球場 テニスコート 水泳プール</p>

(履歴)

平成 2 1 年 4 月 1 日作成

平成 2 5 年 4 月 1 9 日変更

平成 2 8 年 9 月 1 日改訂